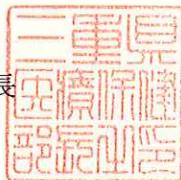


医保第09-196号
令和2年5月22日

三重県薬剤師会長様

三重県医療保健部長



新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた自立支援医療（精神通院）
及び精神障害者保健福祉手帳の取扱いについて（通知）

平素より、本県の精神医療保健施策に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このことについて、令和2年3月1日から令和3年2月28日に有効期限を迎える者を対象に、自立支援医療（精神通院）について、受給者証の期限を1年延長する特例、また、精神障害者保健福祉手帳について、更新申請時の診断書提出を1年間猶予する特例が設けられましたのでご承知おきください。

なお、各自立支援（精神通院）指定医療機関へも、別添のとおり通知させていただきますことを申し添えます。

【事務担当】

医療保健部健康推進課 精神保健班

TEL 059-224-2273

FAX 059-224-2340



医保第09-196号
令和2年5月22日

自立支援医療（精神通院）
指定医療機関 御中

三重県医療保健部長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた自立支援医療（精神通院）
の取扱いについて（通知）

平素より、本県の精神医療保健施策に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
このことについて、令和2年4月30日付けで児童福祉法施行規則等の一部を改正する
省令が公布及び施行されたことに伴い、自立支援医療（精神通院）の受給者証等の取扱いに
ついては、下記のとおりとしますので、御了知願います。

記

- 1 令和2年3月1日から令和3年2月28日までに有効期間が満了する受給者のうち、
新型コロナウイルス感染症の影響により医師の診断書等を提出することが困難な者につ
いては、支給認定の有効期間を1年間延長することができるようになりました。今回の特
例について、受給者からの申請は不要とします。
- 2 今回の特例により有効期間を延長したものについて、新たな受給者証の発行は行いま
せん。そのため、医療機関において、現在所持している受給者証に記載された有効期間を
1年後の日に読み替えて使用するものとします。
- 3 従前どおりの申請については、市町にて申請を受理しますので、受給者から診断書の作
成依頼がありましたら、対応をお願いします。
市町にて申請を受理したものについては、従前どおり審査を行い、受給者証を発行しま
す。
- 4 今回の更新時に本来は診断書の添付が必要で、特例により期間を延長された者は、次回
更新時に改めて診断書の添付が必要となります。今回診断書添付不要の者については、延
長後の次回の更新時も診断書は不要です。
- 5 受給者への周知のためのちらしを別添のとおり作成しましたので、必要に応じ御活用
ください。
- 6 御不明な点は、市町の窓口、または、最寄りの保健所までお問い合わせください。

【事務担当】

医療保健部健康推進課 精神保健班
TEL 059-224-2273
FAX 059-224-2340

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、 自立支援医療（精神通院医療）の受給者証の有効期間を 1年間延長できることになりました。

- 令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に有効期間が満了する方について、新型コロナウイルス感染症の影響により医師の診断書等を提出することが困難な場合は、有効期間を1年間延長できることになりました。
- 現在お持ちの受給者証は、記載された有効期間満了後から1年間引き続き有効とみなされますので、窓口でそのままお使いください。
注）今回の延長により新しい受給者証は発行しません。

有効期間延長措置の詳細

- 対象者：令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に受給者証の有効期間が満了する方（診断書の添付の有無に問わらず全員が対象）
- 延長期間：1年間
※延長後の有効期間の満了日は、「令和2年3月1日時点で有効であった受給者証」の有効期間の満了日に1年を加えた日となります。
(例) 現在お持ちの受給者証の有効期間の満了日：令和2年9月30日
延長後の有効期間の満了日：令和3年9月30日
- 延長措置を受けるための診断書の取得、市町窓口への手続きは不要です。
注）従前どおりの更新申請ができる場合は、市町窓口で申請を受け付けます。
診断書を取得した場合は、従前どおりの更新申請を行ってください。

申請事項に変更があった方について

- 受給者証の記載事項等に変更が生じた場合（平成30年から令和元年にかけて所得が大きく減少した場合、受診する指定医療機関を変更したい場合など）は、市町窓口に「変更申請」を行ってください。
- 変更の手続きは、郵送等による申請が可能な場合もあります。お住まいの市町にお問い合わせください。

◎ご不明な点は、お住まいの市町窓口にお問い合わせください。

医保第09-196号
令和2年5月22日

各医療機関 御中

三重県医療保健部長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた精神障害者保健福祉手帳の
更新手続（診断書）の取扱いについて（通知）

平素より、本県の精神医療保健施策に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このことについて、別添のとおり令和2年4月24日付で厚生労働省社会・援護局障害
保健福祉部精神・障害保健課より事務連絡がありました。

については、精神障害者保健福祉手帳（以下、「手帳」という）の更新手続（診断書の作成
等）の取扱いについて、下記のとおりとしますので、御配慮くださいますようお願いします。

記

- 1 手帳の更新申請は、原則通常通り行いますので、対象者から診断書の作成依頼がありましたら、対応をお願いします。
- 2 ただし、臨時の取扱いとして、国からの事務連絡の通り、令和2年3月1日から令和
3年3月28日の間に手帳の有効期限を迎える者で、新型コロナウイルス感染症の影響
により診断書の取得が困難な場合には、更新時の診断書の提出を現に所持している手帳
の有効期限から1年間猶予します。
- 3 更新時の診断書提出を猶予された場合、1年以内に診断書の提出がないと、手帳が失効
します。そのため、申請時の診断書提出が可能な場合には、通常通り申請していただくよ
う、対象者に御案内をお願いします。
- 4 御不明な点は、市町の窓口、または、最寄りの保健所までお問い合わせください。

【事務担当】

医療保健部健康推進課 精神保健班

TEL 059-224-2273

FAX 059-224-2340

事務連絡
令和2年4月24日

各都道府県・指定都市
精神保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課

新型コロナウイルス感染症に係る精神障害者保健福祉手帳の更新手続の
臨時的な取扱いについて

今般、新型コロナウイルス感染症への対応のため、全都道府県を対象に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条に基づく緊急事態宣言が出されたこと等を踏まえると、精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の更新手続にもより影響が出ることが予想されます。

手帳の更新申請時には、「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」（平成7年9月12日付け健医発第1132号厚生省保健医療局長通知）の別紙「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領」（以下「実施要領」という。）により、障害者手帳申請書に医師の診断書又は年金証書等の写し等を添えて提出することを求めていますが、今般、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、申請者が医師の診断書の取得のみを目的として医療機関に受診すること等を避けるため、更新手続の臨時的な取扱いを下記のとおりとしますので、内容を十分御了知いただくとともに、管内で手帳の更新手続を行う精神保健福祉センター等に周知いただくようお願いします。

記

1. 手帳の更新手続について

令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に手帳の有効期限を迎える者のうち、更新時に医師の診断書を添えて提出する必要がある者については、障害者手帳申請書の提出をもって、現に所持している手帳の有効期限の日から1年

以上には当該診断書の提出を猶予した上で、有効期限を更新することができるものとする。

医師の診断書の提出を猶予した場合、障害等級は、従前の等級によるものとする。ただし、猶予期間において当該者から診断書が提出された際には、精神保健福祉センターにおいてその判定を行い、等級を変更する必要があると判断された場合には、先に交付した手帳と引換えに新たな等級の手帳を交付するものとする。

なお、マイナンバーを活用した情報連携により年金関係情報を把握する場合、又は、年金証書等の写しによる申請が可能である場合については、従前どおり実施要領に基づく手続を行うこと。

2. 手帳の更新の方法等について

手帳の更新申請に当たっては、現行においても、郵送による更新申請手続や、有効期限を超過した更新申請手続のいずれも可能であることから、改めてその周知に努めること。

担当者

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

精神・障害保健課障害保健係

高橋、大橋

TEL 03-5253-1111(内線 3110・3064)